

令和7年度
(2025年度)

償却資産申告のしおり

平素は本市税務行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
東大阪市内に固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています（地方税法第383条）ので償却資産申告書類をお送りします。

申告期限 **令和7年1月31日(金)**

※減価償却が終わった資産であってもその資産を所有されている限り申告が必要です。

償却資産についてのお問い合わせは

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 税務部 固定資産税課 償却資産係
TEL (06) 4309-3145
FAX (06) 4309-3810

～不申告又は虚偽の申告について～

- ※正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあります。
- ※虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。
- ※本来申告していただくべき申告をされなかったこと又は虚偽の申告をされたことにより不足税額が発生した場合、地方税法第368条の規定により、先の不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので、必ず期限までに適正な申告をしてください。

目 次

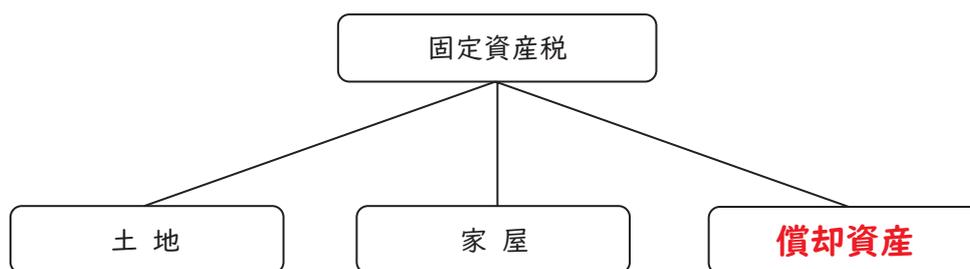
1)	償却資産の申告	1
2)	電算申告について	3
3)	償却資産の種類と具体例	3
4)	申告が必要な資産	4
5)	申告の必要がない資産	4
6)	業種別の主な償却資産	6
7)	共同住宅（アパート等）を取得された場合の主な償却資産	7
8)	申告漏れが生じやすい償却資産の一例	8
9)	家屋と償却資産の区分	9
10)	国税との主な相違について	10
11)	割賦販売、リース資産について	11
12)	申告漏れ等の更正処理	11
13)	実地調査等へのご協力をお願い	11
14)	納税義務者	12
15)	納期	12
16)	税率	12
17)	免税点	12
18)	減免	12
19)	償却資産の価格等	13
	減価残存率表	13
20)	償却資産課税台帳の閲覧	14
21)	課税標準の特例	15
	特例適用申請方法	15
	先端設備導入計画に係る特例について	16
22)	償却資産申告書の書き方	18
23)	種類別明細書の書き方	20

1) 償却資産の申告

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・自動二輪車・原動機付自転車等は除きます。

これらの資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。



(2) 申告が必要な方

東大阪市内で事業を行っている法人又は個人（工場や商店を経営されている方、駐車場や住宅又は店舗等を貸付けている方など）

※次のような場合も必ず申告書を提出してください。

ご提出がない場合、令和7年度も課税が発生することがあります。

- ・ 該当資産を所有されなくなった場合
- ・ 廃業、解散などにより該当資産を所有されなくなった場合
- ・ 他市への移転などで東大阪市内に資産が存在しなくなった場合
- ・ 被合併法人で資産を所有されなくなった場合
- ・ 相続（死亡）により資産を所有されなくなった場合
- ・ 法人成りにより資産を所有されなくなった場合

※前年中に資産の増減がない場合や、該当資産を所有されていない場合についても償却資産申告書18備考欄の該当項目に○をつけてご提出をお願いします。

(3) 申告の方法及び提出書類

①前年度申告された方

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した資産（又はその年の1月1日現在市内に所有している全資産）を申告してください。

〔提出書類〕償却資産申告書

種類別明細書（増加資産・全資産用）

種類別明細書（減少資産用）

②初めて東大阪市に申告される方

令和7年1月1日現在において所有している全資産を申告してください。

〔提出書類〕償却資産申告書

種類別明細書（増加資産・全資産用）

(4) 申告書等の提出先

東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市本庁舎3階33番窓口

東大阪市 税務部 固定資産税課 償却資産係

（東大阪市の各行政サービスセンターでも取次しています）

※郵送で提出される方で受付印を押印した申告書(控)の返送を希望される場合は、**切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。**

なお、**返送を希望される書類はそれが(控)であることが明確に分かるようにしていただいたうえで、複数枚にわたる場合はホチキス留めするなどしてください。**

(5) 土曜開庁日について

本市では毎月第4土曜日の午前9時から正午まで、市役所本庁舎の窓口業務の一部を開設しています。

償却資産についてご相談がございましたら、事前に一度固定資産税課までお問い合わせいただき、ご利用ください。

(6) 電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX: エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告も受け付けています。

詳しくは、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。操作等についてのお問い合わせは、eLTAXのコールセンター（TEL：0570-081-459）までお願いいたします。

2) 電算申告について

所有者の方が使用している電算システムで申告書等を作成される場合は、**本市から送付しました申告書の右上に記載の所有者コードをご記入ください。**
(電子申告される場合も必ず所有者コードを記入願います。)

また、作成される申告書や種類別明細書の様式をなるべく本市のものに合わせていただきますようお願いいたします。

3) 償却資産の種類と具体例

償却資産は次のとおり分類されますので、この種類にしたがって申告書及び明細書を作成してください。

種 類	資 産 具 体 例
1 構 築 物 (建物附属設 備を含む)	煙突、橋、塀、門、舗装路面、広告宣伝塔、水槽、打込井戸、その他土地に定着する土木設備、駐車場設備、受変電設備等 電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、店舗内装設備等の建物附属設備のうち固定資産税について家屋として取り扱われなかったもの
2 機 械 お よ び 装 置	各種機械(電気、化学、土木、建設、印刷、食品、医療用等)、冷暖房用の附属機械、運搬設備(コンベヤー等)、揚重機(ホイスト、クレーン等)、その他物品の製造修理等に使用する機械装置
5 車 両 お よ び 運 搬 具	自転車、台車、構内運搬車、大型特殊自動車(分類番号が、「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」の車両)等 ※自動車税、軽自動車税の課税客体であるもの及びこれらに属するカーラジオ、カーナビゲーションシステム等は除きます
6 工 具、器 具 お よ び 備 品	机、椅子、ロッカー、金庫、計算器、複写機、レジスター、放送設備、テレビ、エアコン、応接セット、陳列ケース、ネオン管等、その他業務用の備品、什器類、測定工具、取付工具、切削工具、鍛圧工具、雑工具、理容及び美容機器、自動販売機、パソコン等

4) 申告が必要な資産

- (1) 耐用年数1年以上で取得価額又は製作価額が10万円以上の資産。
- (2) 取得価額又は製作価額が10万円未満であっても税務会計上固定資産に計上している資産。
- (3) 個別償却している資産。
- (4) 企業会計上、簿外資産であっても、1月1日現在、事業に用いられている資産。
- (5) 企業会計上、建設仮勘定として経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在完成し、事業のために用いられている資産。
- (6) 耐用年数を経過した資産で法定の減価償却を終え帳簿上残存価額のみ計上されている資産であっても事業のために用いることのできる資産。
- (7) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業のために使用されているもの。
- (8) 従業員等の福利厚生のために供するもの。
- (9) 割賦買入資産で割賦金の完済していないものであってもすでに事業のために用いられている資産。
- (10) 清算中の法人で自ら清算事務のため用いているもの。
- (11) 遊休、未稼働資産であっても1月1日現在において事業のために使用することができるもの。
- (12) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います）
- (13) 道路運送車両法上、大型特殊自動車とされるもの（道路運送車両法施行規則第2条別表第1に掲げる大型特殊自動車）
- (14) 租税特別措置法の規定における中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産。

5) 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形減価償却資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- (3) 使用可能期間が1年未満又は取得価額（1個又は1組）が10万円未満の償却資産について一時に損金算入されたもの。
- (4) 取得価額（1個又は1組）が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの。
- (5) 商品、棚卸資産
- (6) 牛、馬、果樹その他の生物（鑑賞用、興行用のものは除く）
- (7) 平成20年4月1日以後に契約を締結した、取得価額が20万円未満のファイナンス・リース資産

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入※ ¹	申告対象外			
②	3年一括償却※ ¹	申告対象外			
③	リース資産	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例※ ¹ ※ ³	申告対象			
⑤	個別減価償却※ ²	申告対象			

- ① 法人税法施行令第133条第1項、所得税法施行令第138条第1項
- ② 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産
- ④ 租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか
- ⑤ 個別に減価償却しているもの。取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産税の課税対象となる。（法人のみ。個人は取得した年の経費に全て算入される（※²参照））。

※¹ 上記①・②・④の償却方法について、令和4年1月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外。

※² 個人の場合は、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産を除く。）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはない（所得税法施行令第138条第1項）。

※³ ④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例
青色申告法人である中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を事業の用に供した場合には、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる（取得価額の年間総額、従業員数、前3事業年度の平均所得等の条件あり）。

※ **圧縮記帳後の一括償却資産等について**
法人税法においては**圧縮記帳後の額**が20万円未満となる場合は一括償却、10万円未満の場合は少額資産（一時に損金算入）として処理できるが、固定資産税の取得価額の算定では圧縮記帳は認められないので、（補助金等の額など圧縮記帳に認められた額を）取得価額に含めてこれを算定する。

6) 業種別の主な償却資産

業種	主な資産の例示
各業種共通のもの	舗装路面、門、塀、外構、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、受変電設備、中央監視制御装置、パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、ロッカー、キャビネット、簡易間仕切り、レジスター、金庫、内装・内部造作等、自動販売機、駐車場設備、福利厚生用設備、その他
小売業	商品陳列ケース・陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲食業	接客用家具、厨房設備、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷蔵庫・冷凍庫、その他
製造業	製造機械、金型、旋盤等、プレス機、溶接機、グラインダー、フォークリフト（軽自動車税の対象でないもの）、その他
印刷業	各種印刷機、断裁機、その他
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル等）、フォークリフト（軽自動車税の対象でないもの）、発電機、ミキサー、建築用機械、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、看板、その他
医(歯)業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療設備）、ベッド、エアコン、その他
娯楽業	パチンコ器・パチンコ器取付台（島工事）、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、ボウリング場用設備、その他
ホテル・旅館業	ルームインジケーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫、その他
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車機械、ターンテーブル、舗装路面、その他
自動車整備業ガソリンスタンド	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、コンプレッサー、溶接機、ジャッキ、洗車機、ガソリン計量器、地下タンク、独立キャノピー、防壁、その他
ゴルフ練習場・テニスクラブ	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備、テニスコート、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、その他
不動産賃貸業	門、塀、外構工事、駐車場等の舗装及び機械装置、その他

7) 共同住宅(アパート等)を取得された場合の主な償却資産

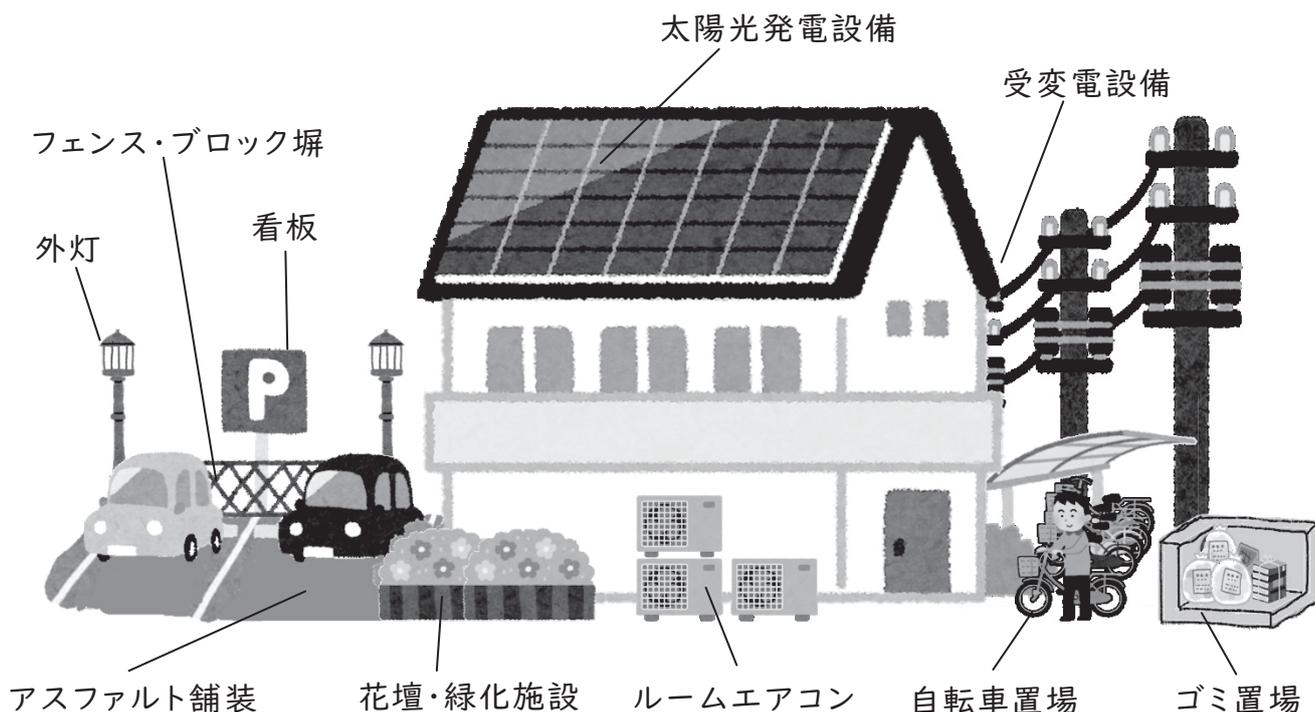
賃貸用アパート等を経営されている方が、土地及び家屋の他にその事業(不動産賃貸業)に用いることのできる設備や備品等を所有している場合、アパートの戸数や床面積の大小に関わらず償却資産として固定資産税の課税(申告)対象となります。

<申告が必要な償却資産の一例>

賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産及び耐用年数

償却資産	耐用年数
ルームエアコン	6年
ゴミ置場、自転車置場	7年
駐車場アスファルト舗装、外周フェンス、外灯、看板	10年
コンクリート舗装、コンクリートブロック塀、受変電設備、側溝	15年
太陽光発電設備	17年
花壇、緑化施設、看板(金属製)	20年

※上表内の耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。



8) 申告漏れが生じやすい償却資産の一例

設備、工事等	設備、工事等の詳細や具体例
建物附属設備	受変電設備、中央監視設備、 自家発電設備、蓄電池設備
屋外設備	電気、ガス、給排水
引込工事	電力、ガス、給排水
家屋から独立して設置された構築物	焼却炉、自転車置場
外構工事	駐車場アスファルト舗装、門、塀、 フェンス、看板、緑化施設
社宅、社員寮などの福利厚生施設の償却資産	厨房設備、駐車場舗装、門塀
特定の生産または業務用設備 (特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明等の用に用いられる、ボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造用機械を動かすための動力配線設備 ・ガスバーナー用のガス配管 ・工業用水道配管や汚水配管 ・精密機械工場内の空調設備や集塵設備 ・熱処理用のボイラー設備 ・コンピュータ室に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備 ・冷凍倉庫における冷凍設備 ・社員食堂や社員寮、病院、ホテル等の厨房設備、洗濯設備

*上表は一例です。申告すべき償却資産に該当するか否かご不明な資産がございましたら、固定資産税課までお問合せください。

※租税特別措置法第28条の2、同法第67条の5の規定に基づく少額資産特例の対象資産についても、申告が必要な償却資産に該当します。

※家屋の所有者と異なる方が施工された建築設備については、原則、施工された方が償却資産として申告していただく必要があります。(次頁もご参照ください。)

9) 家屋と償却資産の区分

償却資産には、家屋に含めて評価課税されるものと、償却資産として扱うものがあります。

ただし、賃貸ビル(テナント)などを借り受けて事業をされている方(賃借人等)が、ご自身の費用で内装や設備一式を施工された場合、家屋に含めて評価課税されず、償却資産として扱うこととなりますので、それらの資産については、賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(賃借人等)が償却資産として申告してください。

家屋と設備等の所有関係における償却資産区分表

区分	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
		所有者が同じ	所有者が異なる
消火設備	手提式消火器、車両付消火器、ホース・ノズル等	○	○
	消火栓、スプリンクラー、警報機等	×	○
空調設備	ルームエアコン、熱交換器、ボイラー等	○	○
	家屋と一体となって取り付けられている冷暖房機器等	×	○
電気設備	電光掲示板、投光機、発電機、動力配線等	○	○
	一般照明の配線、照明器具等	×	○
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直搬送機等	○	○
	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	×	○
給排水設備	屋外給排水設備、引込工事等	○	○
	配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	×	○
建築工事	内装工事(床、壁、天井仕上)、店舗造作工事等	×	○
	外構工事(門、塀、緑化施設、アスファルト舗装等)	○	○
衛生設備	設備一式(浴槽設備、便所)等	×	○
その他	機械式駐車設備、駐輪設備等	○	○

○=償却資産 ×=家屋

※上表は一般的な区分による一例です。申告の対象となるか不明な資産がある場合は、固定資産税課までお問い合わせください。

※家屋と設備等の所有者が同じ場合は、別途「主な設備等の家屋と償却資産の区分表」がありますので、あわせてご確認ください。

「主な設備等の家屋と償却資産の区分表」はこちら→
(固定資産税課ウェブサイト)



10) 国税との主な相違について

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年3月31日以前取得の資産は旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物は旧定額法） ・平成19年4月1日～平成28年3月31日取得の資産は定率法、定額法等の選択制度（建物は定額法） ・平成28年4月1日以後取得の資産は定率法、定額法等の選択制度（建物、構築物、建物附属設備は定額法） 	<p>定率法 ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ</p>
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（2分の1）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません （圧縮記帳前の取得価額となります）
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	認められます	認められません （申告が必要です）
増加償却の制度	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価（一部合算も可）	区分評価
中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められます	認められません （申告が必要です）

11) 割賦販売、リース資産について

① 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。(地方税法第342条第3項)

② リース資産

リース資産(ファイナンスリース)については、通常、リース会社からの申告となり、ユーザーは申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなど、ユーザーが申告をする必要があるものもありますので、取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

※所有権移転外ファイナンスリース取引について、平成19年度税制改正により法人税、所得税の処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、従来どおり、リース会社からの申告となります。

12) 申告漏れ等の更正処理

申告漏れ等の資産がある場合には、申告された年度だけでなくその資産の取得年により最大5年間遡って課税されます。

誤ってご申告されていた資産が確認されました場合の還付についても遡及対象は最大5年です。

13) 実地調査等へのご協力をお願い

東大阪市では、提出していただいた申告書の内容を確認するために実地調査を行っています(地方税法第353条、第408条)。

その際、以下をはじめとする資料の提出をお願いしています。

- ・ 税務署へ提出された法人税又は所得税の申告書類の写し
法人税：法人税申告書別表16(1)、(2)、(7)及びその明細である固定資産台帳等
所得税：所得税青色申告決算書(1ページ～4ページ)等
- ・ 家屋の見積書
- ・ 家屋の平面図や配置図等屋外設備について分かる図面類

調査の結果によって修正申告が必要な場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

14) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

15) 納期

5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただくことになります。

16) 税率

税率は1.4%です。償却資産は都市計画税の対象となりません。

17) 免税点

償却資産の課税標準となるべき額が150万円未満の場合は課税されません。

18) 減免

天災又は火災による被害を受けた資産等で地方税法、市税条例に定める要件を備えているものは、固定資産税が減免されますので所定の期日までに減免申請書を提出してください(申請書は固定資産税課に備え付けています)。

19) 償却資産の価格等

(1) 決定価格

償却資産の価格は、取得時期・取得価額・耐用年数を基本として、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出し、全資産の合計額を決定価格とします。

(2) 評価額の算出方法

前年中に取得した資産		
$\text{取得価額} \times (1 - \gamma/2) = \text{評価額}$ (初年度については、一律に半年償却を行います)		

前年前に取得した資産		
$\text{前年度の評価額} \times (1 - \gamma) = \text{評価額}$ (以降は毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します)		

γ：耐用年数に応ずる減価率（「減価残存率表」参照）

【計算例】

取得価額 800,000円、取得時期令和2年4月、耐用年数3年の場合

※耐用年数3年に応ずる減価率は0.536（「減価残存率表」参照）

令和3年度 = 800,000 × (1 - 0.536/2) = 585,600円

令和4年度 = 585,600 × (1 - 0.536) = 271,718円

令和5年度 = 271,718 × (1 - 0.536) = 126,077円

令和6年度 = 126,077 × (1 - 0.536) = 58,499円

令和7年度 = 58,499 × (1 - 0.536) = 27,143円 < 40,000円

◎令和7年度で算出額が取得価額の5%（40,000円）より小さくなりますので、以降40,000円となります。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		γ	1-γ/2			1-γ	γ			1-γ/2	1-γ
2	0.684	0.658	0.316	1 6	0.134	0.933	0.866	3 1	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	1 7	0.127	0.936	0.873	3 2	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	1 8	0.120	0.940	0.880	3 3	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	1 9	0.114	0.943	0.886	3 4	0.066	0.967	0.934
				2 0	0.109	0.945	0.891	3 5	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	2 1	0.104	0.948	0.896	3 6	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	2 2	0.099	0.950	0.901	3 7	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	2 3	0.095	0.952	0.905	3 8	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	2 4	0.092	0.954	0.908	3 9	0.057	0.971	0.943
1 0	0.206	0.897	0.794	2 5	0.088	0.956	0.912	4 0	0.056	0.972	0.944
1 1	0.189	0.905	0.811	2 6	0.085	0.957	0.915	4 1	0.055	0.972	0.945
1 2	0.175	0.912	0.825	2 7	0.082	0.959	0.918	4 2	0.053	0.973	0.947
1 3	0.162	0.919	0.838	2 8	0.079	0.960	0.921	4 3	0.052	0.974	0.948
1 4	0.152	0.924	0.848	2 9	0.076	0.962	0.924	4 4	0.051	0.974	0.949
1 5	0.142	0.929	0.858	3 0	0.074	0.963	0.926	4 5	0.050	0.975	0.950

(3) 課税標準額

前記(1)の決定価格が課税標準額（千円未満切り捨て）になります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、課税標準の特例適用後の額が課税標準額となります。

(4) 年税額の計算

前記(3)の課税標準額に税率（1.4%）を掛けて年税額を算出します（百円未満切り捨て）。ただし課税標準額が150万円未満（免税点未満）の場合は課税されません。

課税標準額※ (1,000円未満切り捨て)	×	税 率 (1.4%)	=	税 額 (100円未満切り捨て)
--------------------------	---	---------------	---	---------------------

※市内に所在する資産の合計です。複数の事業所に資産がある場合でも、所有者が同じであれば合計して計算します。

*課税標準額が免税点未満（150万円未満）となる場合でも必ず申告してください。

*1月1日に取得された資産は、評価計算上、前年の12月に取得された資産と同じ取扱いになります。

20) 償却資産課税台帳の閲覧

申告及び調査によって決定された価格等は、償却資産課税台帳に登録し所有者等の閲覧に供します。

21) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定に基づき課税標準の特例の適用を受けることができる資産については下表のとおりです。

※地方税法より抜粋した一例です。他に特例適用資産があると思われる場合は固定資産税課までお問い合わせください。

主な特例適用資産

(令和6年9月現在)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備					
根拠規定	取得期間	対象設備	特例割合	適用期間	添付書類(いずれも写し)
地方税法附則第15条第25項	令和8年3月31日まで	太陽光発電設備 (発電出力 1,000kw未満)	2/3	3年度分	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 交付決定通知書 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法についてのお問い合わせ先 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課 (03-3501-4031)
		太陽光発電設備 (発電出力 1,000kw以上)	3/4		

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従い新規取得した先端設備等					
根拠規定	取得期間	対象設備	特例割合	適用期間	添付書類(いずれも写し)
地方税法附則第15条第44項	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	・機械及び装置 ・工具、器具 及び備品 ・建物附属設備	1/2	3年度分	①先端設備等導入計画に係る認定申請書 ②先端設備等導入計画に係る認定書 ③投資計画に関する確認書 ④賃上げ表明を証する書類 (賃上げ表明をされた方のみ) ※雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上 となる賃上げ表明が必要となります ⑤リース契約書 ⑥固定資産税軽減計画書 (リース会社が申告の場合のみ⑤⑥も必要)
	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		1/3	5年度分	
	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		1/3	4年度分	
計画にて賃上げの 表明がされている もの※					

〈特例適用申請方法〉

- ・特例申請書を作成し、申告書に添付してください。(特例申請書は本市ウェブサイトよりダウンロードしていただけます)
- ・種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に「特例」と記入してください。
※固定資産税上、圧縮記帳は認められていませんのでご注意ください。
(補助金等の額など圧縮記帳に認められた額も取得価額に含めてください。)
- ・要件を満たしていることが確認できる書類や資料を添付してください。

※注意※

申告期限である1月31日までに上記方法にて特例の申請が無かった場合
本年度の特例は適用できなくなることがあります。

必ず申告期限までにご申告いただきますようお願いいたします。

特例申請書のダウンロードはこちら→



中小企業等経営強化法（先端設備等導入計画）に係る

固定資産税の特例について

特例の概要

中小事業者等が本市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新たに取得した資産に係る固定資産税の課税標準額が、取得した年の翌年度から3～5年度分が3分の1～2分の1になります。

（例えば、令和6年10月に設備を取得し、条件を満たした場合、令和7年度から令和9年度の固定資産税について特例を受けることができます。）

対象者

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小事業者等とはなりません。

①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

対象となる設備

設備の種類	最低取得価格
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

※建物附属設備については、家屋と一体で評価課税されるものは対象外となります。

要件

上表の対象設備のうち、年平均の投資利益率が5%以上となる事が見込まれることについて認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

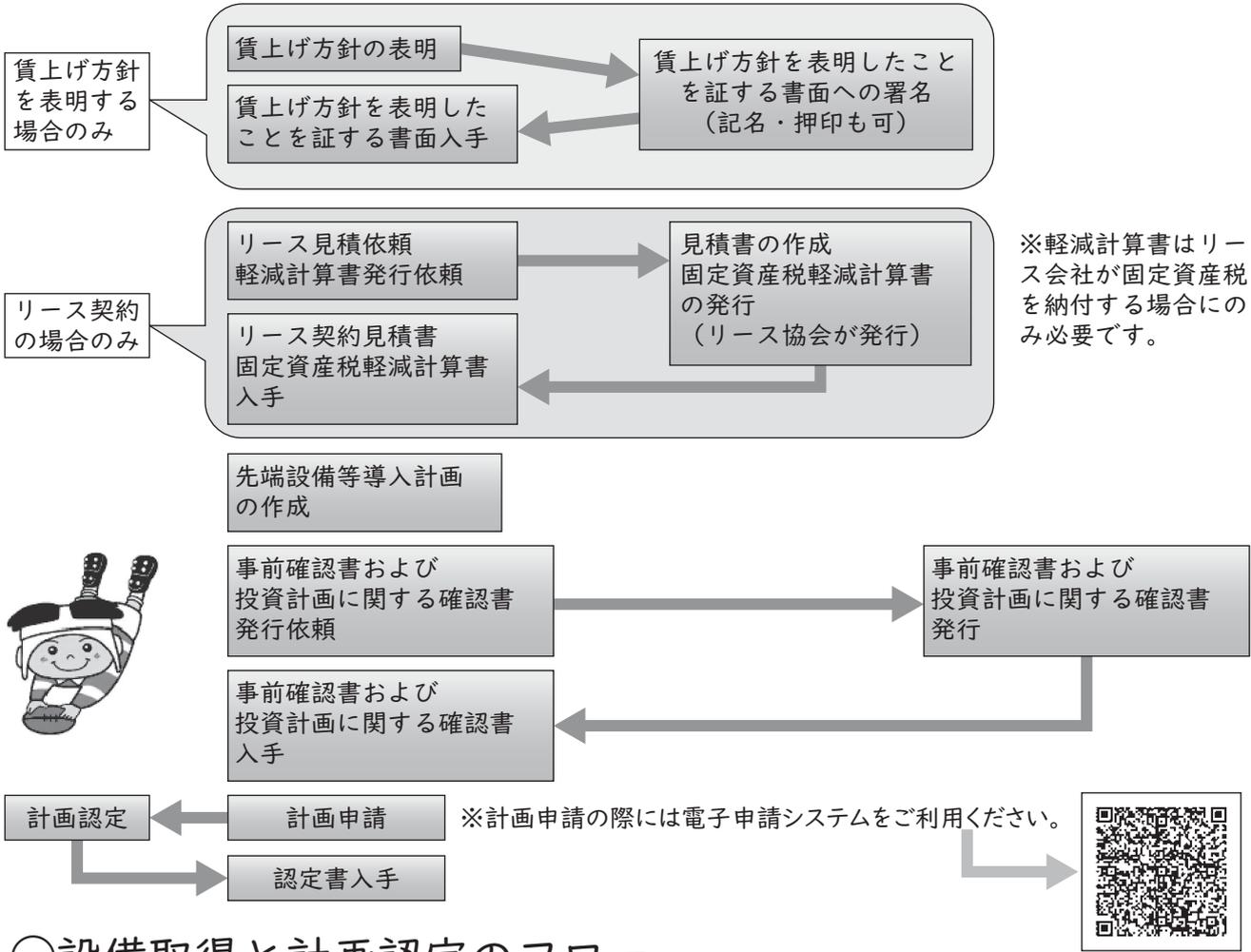
※本特例の適用は、本市が認定した先端設備等導入計画に基づく新規取得が前提となります。同計画の申請から認定までの流れを次頁にお示いたしますのでご確認ください。
なお、計画申請に関するお問い合わせや実際の申請は、本市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室までお願いいたします。（電話06-4309-3177）

先端設備等導入計画の認定についてはこちら→
（モノづくり支援室ウェブサイト）

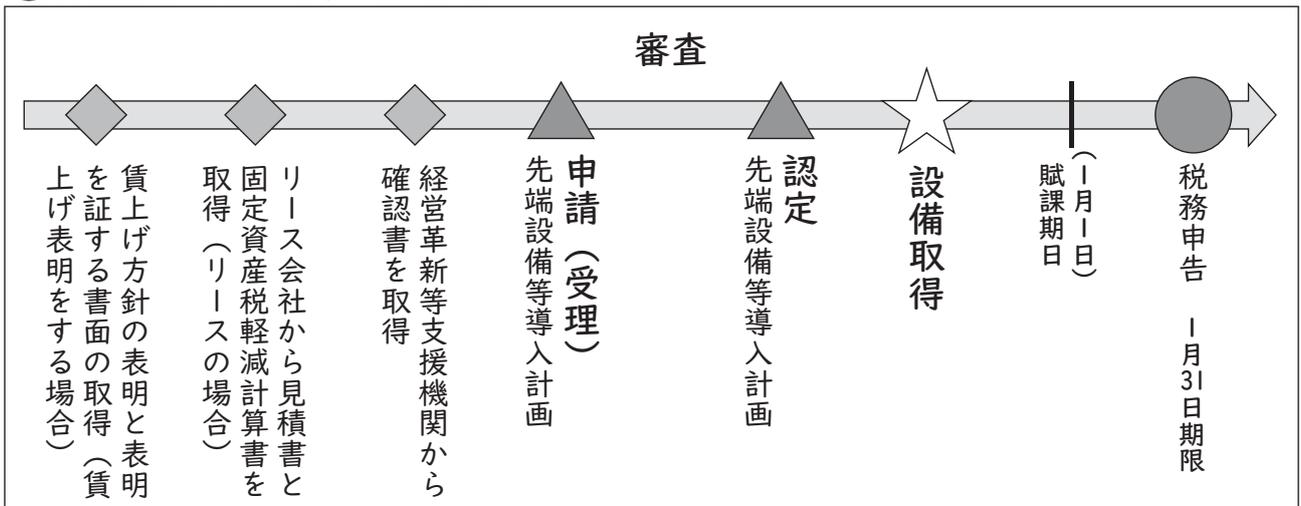


先端設備等導入計画認定までの流れ

モノづくり支援室	中小企業者等	従業員 (代表者でも可)	リース会社等	経営革新等支援機関
----------	--------	-----------------	--------	-----------



○設備取得と計画認定のフロー



※先端設備等については、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。**設備取得後の計画申請は認められておりません。**

※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

※申告書は3枚複写になっており、
1枚目・2枚目が提出用で3枚目
が控用です。

22) 償却資産申告書の書き方

令和7年度

受領印		年 月 日		令和7年度	
		(あて先) 東大阪市長		償却資産申告書(償却資	
所 有 者	1 住所 又は納税通知書 送付先	〒 577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 (屋号)		3 個人番号又は 法人番号	
	2 氏名 法人にあつては その名称及び 代表者の氏名	東大阪株式会社 代表取締役 東大阪太郎 (電話)		4 事業種目 (資本等の金額)	金型製造
				5 事業開始年月	S
				6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	経理課 永 (電話 06-430
				7 担当税理士 等の氏名	永 (電話 072-00
資産の種類		取得価額			
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構 築 物	1843101			1843101
2	機 械 及 び 装 置	55393989	6408195	9229750	58215544
3	船 舶				
4	航 空 機				
5	車 両 及 び 運 搬 具	13131423	1214000		11917423
6	工 具 器 具 及 び 備 品	1106262		890500	1996762
7	合 計	71474775	7622195	10120250	73972830
資産の種類		評価額		※決定価格	
		円		円	
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構 築 物				
2	機 械 及 び 装 置				
3	船 舶				
4	航 空 機				
5	車 両 及 び 運 搬 具				
6	工 具 器 具 及 び 備 品				
7	合 計				

(イ) の数字は、償却資産種類別明細書の合計と同額です。

(ロ) - 種類別明細書(減少資産用)の取得価額を資産の種類別合計額ごとに記入

(ハ) - 種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額を資産の種類別合計額ごとに記入

(ニ) - 令和7年1月1日現在の取得価額の合計額を記入

※**自社専用申告書**や**電子申告**で提出される場合は**本市指定の所有者コード**を必ず記入してください。

(提出用)

資産課税台帳		※所有者コード	
		1 2 3 4 5 6 7 8	
業 10百万円 42年 4月 永和次郎 (9-0000) く和一郎 (00-0000)	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input type="radio"/> 無	
	9 増加償却の届出	有・ <input type="radio"/> 無	
	10 非課税該当資産	有・ <input type="radio"/> 無	
	11 課税標準の特例	有・ <input type="radio"/> 無	
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input type="radio"/> 無	
	13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法・ <input type="radio"/> 定額法	
16 借用資産 (<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無)	14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	① 永和2丁目〇番〇号		
	② _____ ③ _____		
17 事業所用家屋の所有区分		<input checked="" type="radio"/> 自己所有・ <input type="radio"/> 借家	
18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけて下さい。			
<input type="radio"/> (1) 資産増減あり <input type="radio"/> (2) 資産増減なし <input type="radio"/> (3) 該当資産なし <input checked="" type="radio"/> (4) その他異動事由 (株)東大阪を合併 令和6年 5月 31日 <input checked="" type="radio"/> (5) 次年度より申告書の送付不要 <input type="checkbox"/> (4) の異動事由により、資産がない(なくなった)ため <input type="checkbox"/> 年 月 日から休業中で今後も再開の見込みがないため <input checked="" type="checkbox"/> 自社様式で申告するため			

第二十六号様式 (提出用) (1枚目) 3枚目は申告される方の控用です。

- 1 — 所有者の本店所在地又は主たる事務所を印字しています。
変更等がある場合は、訂正してください。
 - 2 — 代表者の肩書き及び氏名を記入してください。
 - 3 — 個人番号(12桁)の場合、本人確認(番号確認及び身元確認)資料(写)の添付が必要です。(以下の、それぞれいずれか1点)
 - a) 本人による申告の場合
 - (1) 番号確認資料
 - ・個人番号カード(裏面)
 - ・通知カード 等
 - (2) 身元確認資料
 - ・個人番号カード(表面)
 - ・運転免許証 等
 - b) 代理人による申告の場合
 - (1) 本人の番号確認資料
 - ・本人の個人番号カード(裏面)
 - ・本人の通知カード 等
 - (2) 代理人の身元確認資料
 - ・代理人の個人番号カード(表面)
 - ・代理人の運転免許証 等
 - (3) 代理権確認資料(※原本)
 - ・委任状 等
- ※電子申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。
 ※個人番号又は法人番号の記載がない場合も、申告書は受理します。
 ※通知カードは、氏名、住所等の記載事項が最新の住民票の情報と一致する場合に限りです。
- 4 — 事業種目を具体的に記入してください。2種目以上の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください。また、法人にあつては、資本金又は出資金の金額も記入してください。
- 5 — 市内において事業を開始した時を記入してください。
- 6 — 担当者の係・氏名を記入してください。
- 7 — **経理を委託されている場合は必ず記入してください。本市からお問い合わせする際は、こちらに記入いただいたご連絡先に優先的にお電話いたします。**
- 8 — 国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている場合は、承認通知書の写を添付してください。
- 9 — 税務署長に増加償却の届出を行っている場合は、届出書の写を添付してください。
- 8 — 該当する方を○で囲んでください。
5
14
- 15 — 市内で資産の分散している場合には、それぞれの所在地を記入してください。
- 16 — 借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。
- 17 — 該当する方を○で囲んでください。
- 18 — 該当する項目を○で囲んでください。また、その他、この申告に必要な事項があれば記入してください。
 - (4) 転出、合併、廃業、倒産、解散等異動事由があれば記入してください。
 - (5) 今後申告書の送付を希望されない場合、その理由として該当するもののにチェックをいれてください。

※償却資産申告書及び種類別明細書(増加・全資産用/減少資産用)の様式についてはウェブサイトからもダウンロードできます。



23) 種類別明細書の書き方

種類別明細書は、緑色の「増加資産・全資産用」と赤色の「減少資産用」にわかれています。

以下については必ず記入をお願いします。記入漏れ等がありますと資産データとして取扱いできず、お問合せすることがあります。

①所有者コード

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の右上に印字しております、本市指定の所有者コードを記入してください。

②資産の名称等

漢字、ひらがな、カタカナ、英数字等で資産の名称を記入してください。

③資産の種類

「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。

④取得年月

資産を取得した年月（自家製の場合は使用をはじめた年月）を和暦で記入してください。**年号については、昭和の場合は3、平成の場合は4、令和の場合は5を記入してください。**

⑤取得価額

資産を取得するために要した費用で運賃、据付費等を含みます。また、未払い分がある場合その分も含めた額となります。

改良費の支出の有ったときは、改良額を記入してください。

国庫補助金等により圧縮記帳をおこなっている資産は、**圧縮前の取得価額を記入してください。**

税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない額で、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ額で記入してください。

⑥耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める現在適用している耐用年数です。中古見積耐用年数又は短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。

資産の種類順に用紙をかえずに

(増加資産・全資産用)

令和7年度

※ 所有者コード		1 2 3 4 5 6 7 8								
行番号	資産の種類	資産番号	資産の							
01	1		駐車場舗装工事							
02	2		フライス盤							
03	2		旋盤							
04	6		クーラー							

記入不要

(減少資産用) 全部減少・一

令和7年度

※ 所有者コード		1 2 3 4 5 6 7 8								
行番号	資産の種類	抹消コード (資産番号)	資産の							
01	2	6	コンプレッサー							
02	6	21	コピー機							
03	6	23	クーラー							

償却資産種類別明細書の資産番号

(減少資産用) 変更(修正)

令和7年度

※ 所有者コード		1 2 3 4 5 6 7 8								
行番号	資産の種類	抹消コード (資産番号)	資産の							
01	6	25	金型							

償却資産種類別明細書の資産番号

つめて記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名	3 枚のうち
東大阪株式会社	1 枚目

第二十六号様式別表一(提出用)

名称等	数量	取得年月(和暦)			(イ) 取得価額			耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額				課税標準の特例		※ 課税標準額	増加事由	摘要
		年号	年	月	十億	百万	千			円	率	コード	円	円	円			
	1	5	0	6	0	2	1	5	0								①・2 ③・4	
	1	5	0	6	0	5	2	0	0								①・2 ③・4	
	1	4	2	9	0	5	1	0	0								1・2 ③・4	大阪市より移動
	2	4	3	0	1	1	3	7	0								1・2 ③・4	申告漏れ

記入不要

記入不要

(摘要欄) 課税標準の特例(本しおりP.15参照)、他市よりの移動(○年○月××市より移動)、申告漏れ、等の理由を記入してください。

一部減少

種類別明細書(減少資産用)

所有者名	4 枚のうち
東大阪株式会社	2 枚目

第二十六号様式別表二(提出用)

名称等	数量	取得年月(和暦)			取得価額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
		年号	年	月	十億	百万	千			円	1売却2減失 3移動4その他	
	1	4	1	4	0	4	1	5	0	1・2 ③・4	①・2	
	1	4	2	4	0	7	2	0	0	1・2 ③・4	①・2	令和6年3月大阪市へ
	1	4	2	1	0	5	2	5	0	1・2 ③・4	1・2	3台750,000円の内 1台250,000円 廃棄(令和6年10月)

を記入してください。

移動年月や理由等を記入してください。

(変更・修正後の正しい資産明細を、減少とは用紙をかえて記入してください。)
“減少資産用”の減少資産を2本線で抹消し、下に変更という文字を記入してください。

種類別明細書(減少資産用)

変更

所有者名	1 枚のうち
東大阪株式会社	1 枚目

第二十六号様式別表二(提出用)

名称等	数量	取得年月(和暦)			取得価額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要			
		年号	年	月	十億	百万	千			円	1売却2減失 3移動4その他		1全部 2一部		
	1	4	3	0	0	5	7	0	0	2	3	1	1・2・3・4	1・2	取得年月30年3月を30年5月に変更(記入誤り)

を記入してください。

変更(修正)内容とその理由を記入してください。

令和7年度版

償却資産申告のしおり

東大阪市 税務部 固定資産税課 償却資産係

TEL：(06) 4309-3145

FAX：(06) 4309-3810

令和6年10月作成